

令和4年度 地域づくり加速化事業ブロック別研修

地域づくりに向けた連携と事業間連動

2023. 1. 24

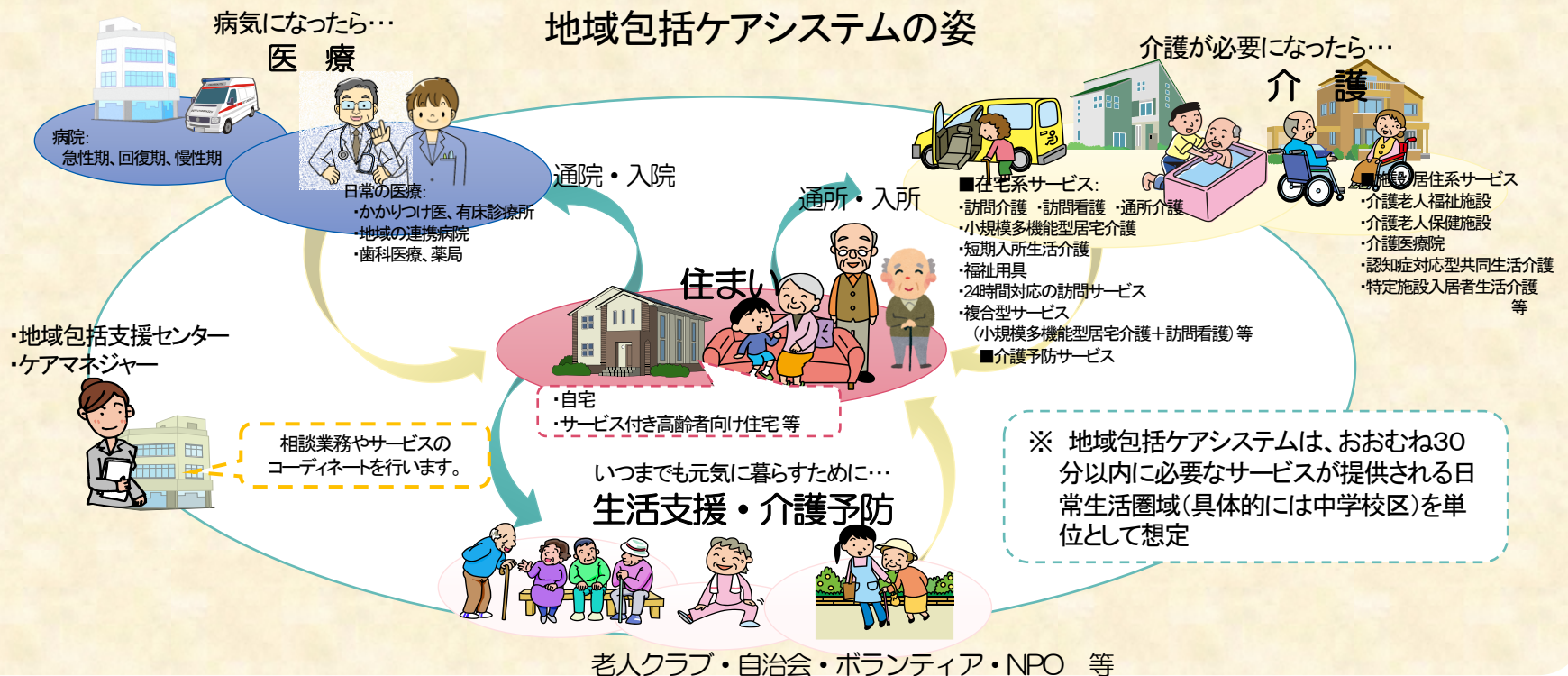
厚生労働省 四国厚生支局 地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進官 篠岡有雅

- **地域づくりが必要な背景**
- 地域づくりに必要な関係機関・関係者との連携
- 地域支援事業における事業間連動
- 地域支援事業の成果と規範的統合
- 地域づくり加速化事業

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域包括ケアシステムとは

介護保険法（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。



- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要。

自 助	・ 介護保険・医療保険の自己負担分 ・ 市場サービスの購入 ・ 自身や家族による対応
互 助	・ ボランティアなどの支援 ・ 地域住民の取組み
共 助	・ 介護・医療保険制度による給付
公 助	・ 介護保険・医療保険の公費（税金） ・ 自治体等が提供するサービス

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」

多様な就労・社会参加

- 【雇用・年金制度改革等】
- 70歳までの就業機会の確保
 - 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
 - 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
 - 地域共生・地域の支え合い
 - 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

- 【健康寿命延伸プラン】
- ⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、
以下の3分野を中心に、取組を推進
・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
・疾病予防・重症化予防
・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

- 【医療・福祉サービス改革プラン】
- ⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、
データヘルス改革
・タスクシフティングを担う人材の育成、
シニア人材の活用推進
・組織マネジメント改革
・経営の大規模化・協働化

「引き続き取り組む政策課題」

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

- **①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、以下3分野を中心に取組を推進。**
→2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し（2016年比）、**75歳以上**とすることを旨とする。
2040年の具体的な目標（男性：75.14歳以上 女性：77.79歳以上）

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

②地域・保険者間の格差の解消

自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動
ができる環境

居場所づくりや社会参加

行動変容を促す仕掛け

行動経済学の活用

インセンティブ

I

次世代を含めたすべての人の 健やかな生活習慣形成等

- ◆ 栄養サミット2020 を契機とした食環境づくり(産学官連携プロジェクト本部の設置、食塩摂取量の減少(8g以下))
- ◆ ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり(2022年度までに健康づくりに取り組む企業・団体を7,000に)
- ◆ 子育て世代包括支援センター設置促進(2020年度末までに全国展開)
- ◆ 妊娠前・妊産婦の健康づくり（長期的に増加・横ばい傾向の全出生数中の低出生体重児の割合の減少）
- ◆ PHRの活用促進(検討会を設置し、2020年度早期に本人に提供する情報の範囲や形式について方向性を整理)
- ◆ 女性の健康づくり支援の包括的实施(今年度中に健康支援教育プログラムを策定)

II

疾病予防・重症化予防

- ◆ ナッジ等を活用した健診・検診受診勧奨(がんの年齢調整死亡率低下、2023年度までに特定健診実施率70%以上等を目指す)
- ◆ リキッドバイオプシー等のがん検査の研究・開発(がんの早期発見による年齢調整死亡率低下を目指す)
- ◆ 慢性腎臓病診療連携体制の全国展開(2028年度までに年間新規透析患者3.5万人以下)
- ◆ 保険者インセンティブの強化(本年夏を目途に保険者努力支援制度の見直し案のとりまとめ)
- ◆ 医学的管理と運動プログラム等の一体的提供(今年度中に運動施設での標準的プログラム策定)
- ◆ 生活保護受給者への健康管理支援事業(2021年1月までに全自治体において実施)
- ◆ 歯周病等の対策の強化(60歳代における咀嚼良好者の割合を2022年度までに80%以上)

III

介護予防・フレイル対策、 認知症予防

- ◆ 「通いの場」の更なる拡充(2020年度末までに介護予防に資する通いの場への参加率を6%に)
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(2024年度までに全市区町村で展開)
- ◆ 介護報酬上のインセンティブ措置の強化(2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る)
- ◆ 健康支援型配食サービスの推進等(2022年度までに25%の市区町村で展開等)
- ◆ 「共生」・「予防」を柱とした認知症施策(本年6月目途に認知症施策の新たな方向性をとりまとめ予定)
- ◆ 認知症対策のための官民連携実証事業(認知機能低下抑制のための技術等の評価指標の確立)

地域づくりに向けた老健局の取組み

地域共生社会の実現のため、関係施策と連携しながら地域包括ケアシステムの構築を目指す

【介護保険法に基づく基本指針（抜粋）】

- ✓ **生きがい**を持って生活できる地域の実現を目指す
- ✓ サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう**高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくり**
- ✓ 住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていく
- ✓ **庁内一丸となって取り組む**よう努めることが望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、**企画・総務部局**、障害福祉部局等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備
- ✓ 認知症施策推進大綱に沿って認知症施策を進める

政策ツール例（令和3年度）

○地域支援事業（公費3,884億円）

高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組
配食・見守り等の生活支援体制の整備、
在宅生活を支える医療と介護の連携及び
認知症の方への支援の仕組み等を一体的
に推進しながら、高齢者を地域で支えて
いく体制を構築することを目的として市町村が実施する事
業。

○市町村支援

令和元年度より、市町村の手挙げ方式により推進課職員が
直接支援（15～20市町村/年）。



○介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金（国費400億円）

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付するもの。

○医療介護総合確保促進基金（公費549億円）

- ・介護施設等の整備
- ・介護従事者の確保

○健康寿命をのばそう！アワード

（介護予防・高齢者生活支援分野）

など

令和4年度の新たな取組み

○地域づくり加速化事業（R4予算額：75,000千円（新規））

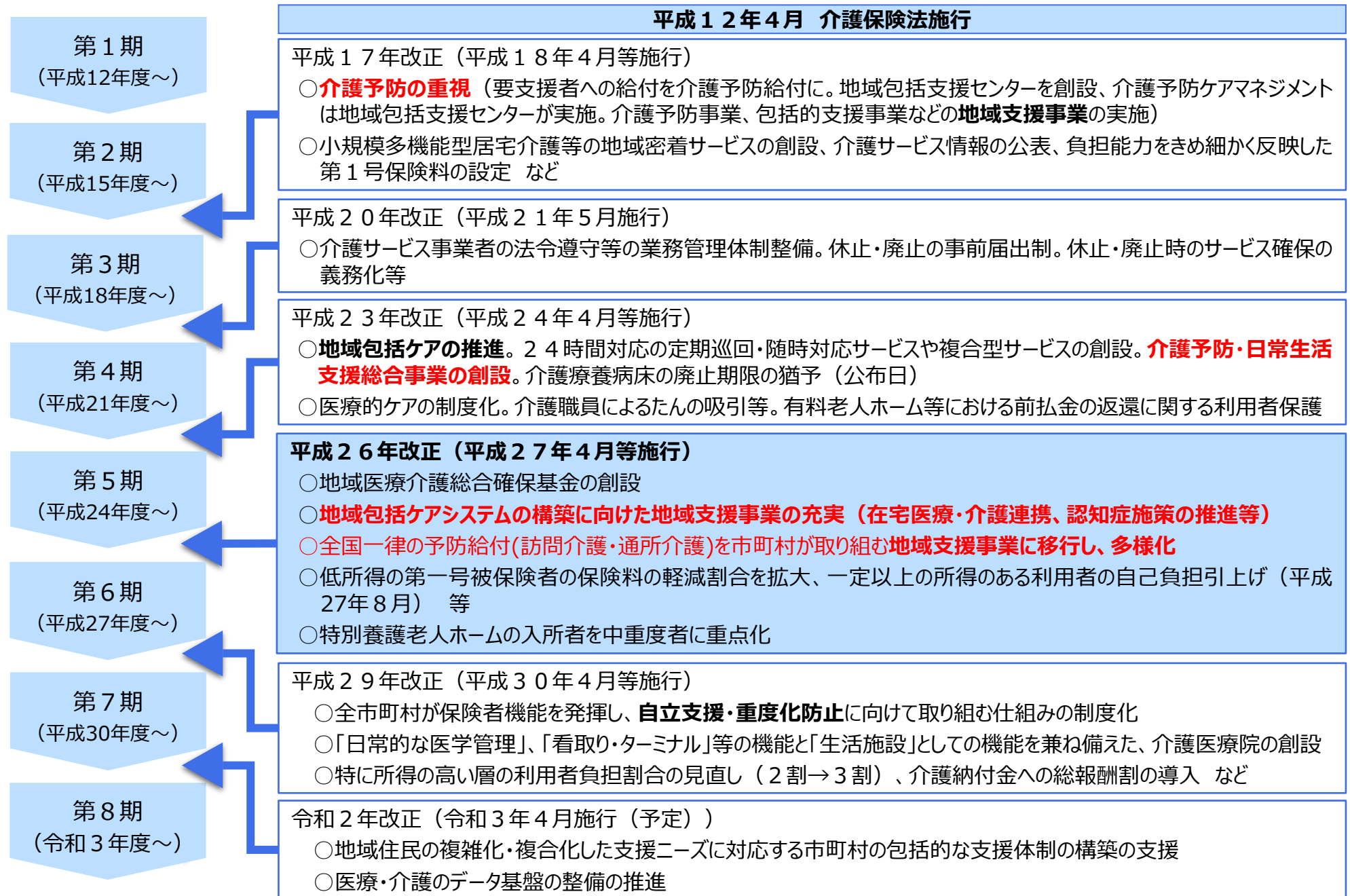
- ・前年度までのノウハウ等を踏まえ、地方厚生局や都道府県の支援力強化もみすえて、地域の実情に応じた支援パターンを構築。
- ・取組に積極的ではない市町村も含めて積極的に支援ができるよう、国の委託事業として集中的に伴走支援を実施（3年程度を想定）。

○認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業

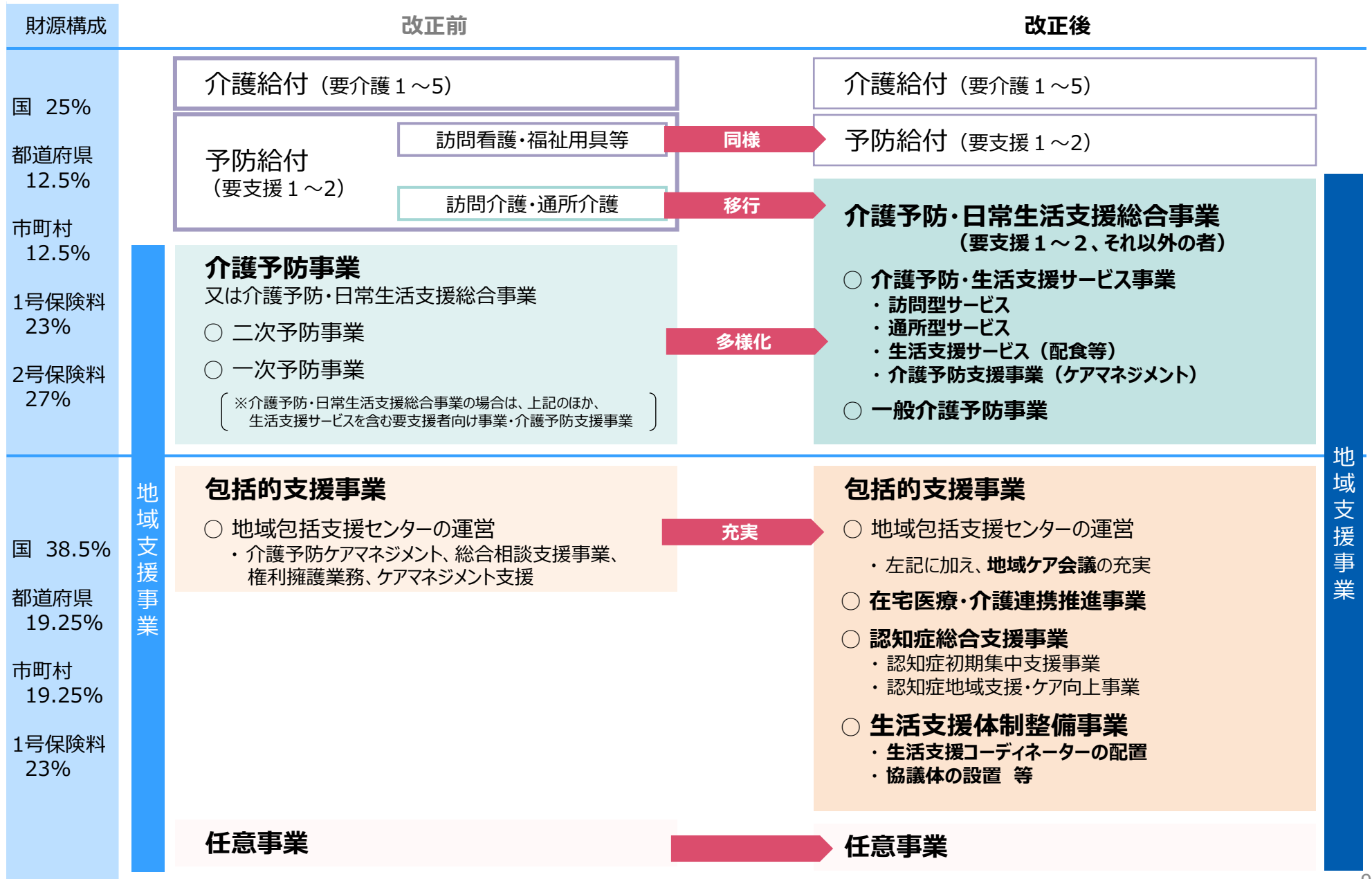
【R4予算額：137億円の内数（新規）】

※そのほか、保険者機能強化中央研修など既存の取組と連携

介護保険制度の主な改正の経緯



地域支援事業の改正（2014年）



介護予防・生活支援サービスの類型(典型的な例)

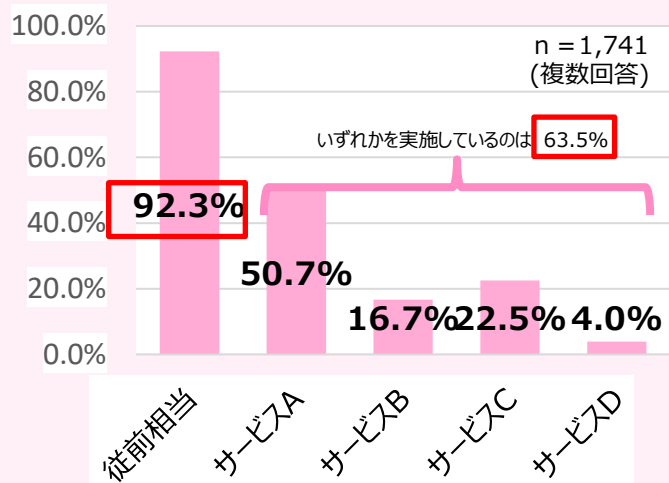
- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。**※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。**

①訪問型サービス		訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。				
基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員（訪問介護事業者）		主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	
②通所型サービス		通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。				
基準	従前の通所介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①通所介護		②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	
③その他の生活支援サービス		その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなる。				

介護予防・日常生活支援総合事業 実施市町村数（令和2年度）

- 介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業の実施市町村数を見ると、訪問型サービス・通所型サービスともに、従前相当サービスを実施している市町村がもっとも多かった(1,607市町村(92.3%)・1,611市町村(92.5%))。またその他の生活支援サービスを実施している市町村は392市町村（22.5%）であった。
- 従前相当サービス以外のサービスのいずれかを実施している市町村は、訪問型サービスにあっては1,106市町村（63.5%）、通所型サービスにあっては1,212市町村（69.6%）であった。

訪問型サービス



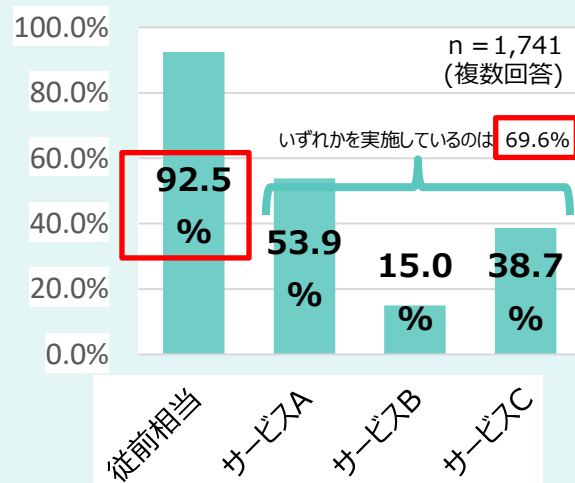
実施市町村数

従前相当	1,607
サービスA	893
サービスB	290
サービスC	392
サービスD	69

左記のうち

- 従前相当のみ実施している市町村は635。
- 従前相当以外のいずれかのサービスを実施している市町村は1,106。

通所型サービス



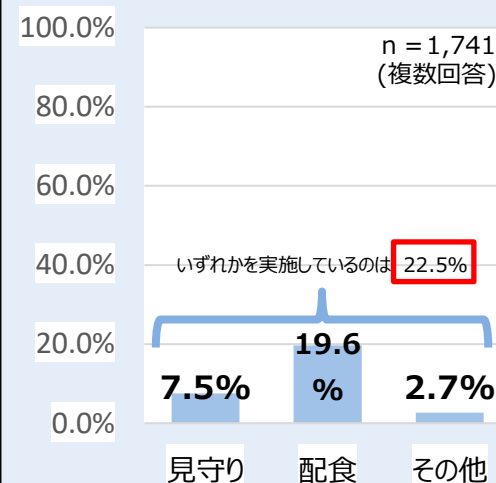
実施市町村数

従前相当	1,611
サービスA	838
サービスB	261
サービスC	673

左記のうち

- 従前相当のみ実施している市町村は529。
- 従前相当以外のいずれかのサービスを実施している市町村は1,212。

その他サービス



実施市町村数

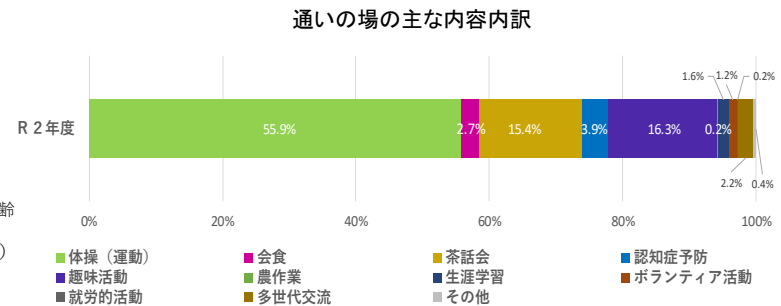
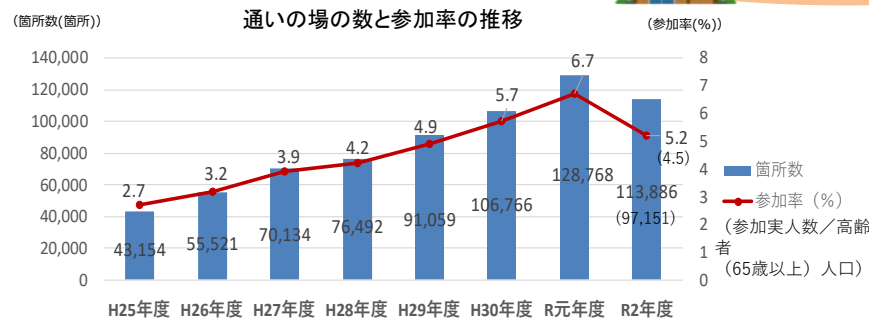
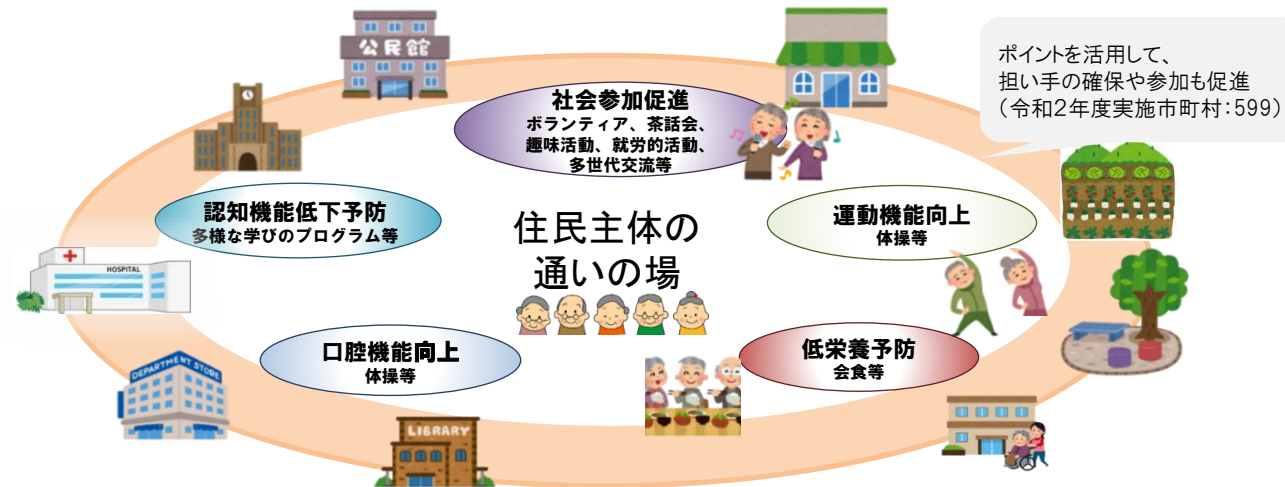
見守り	131
配食	342
その他	47

左記のうち

- いずれも実施していない市町村は1,349。
- いずれかを実施している市町村は392。

住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
- 通いの場の数や参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少。取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順で多い。



（介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(令和2年度実施分)に関する調査）

（参考）事業の位置づけ：介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】

国：25%、都道府県：12.5%、市町村12.5%
1号保険料：23%、2号保険料：27%

- 地域づくりが必要な背景と制度の変遷
- **地域づくりに必要な関係機関・関係者との連携**
- 地域支援事業における事業間連動
- 地域支援事業の成果と規範的統合
- 地域づくり加速化事業

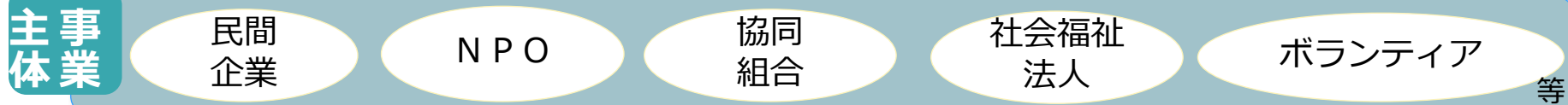
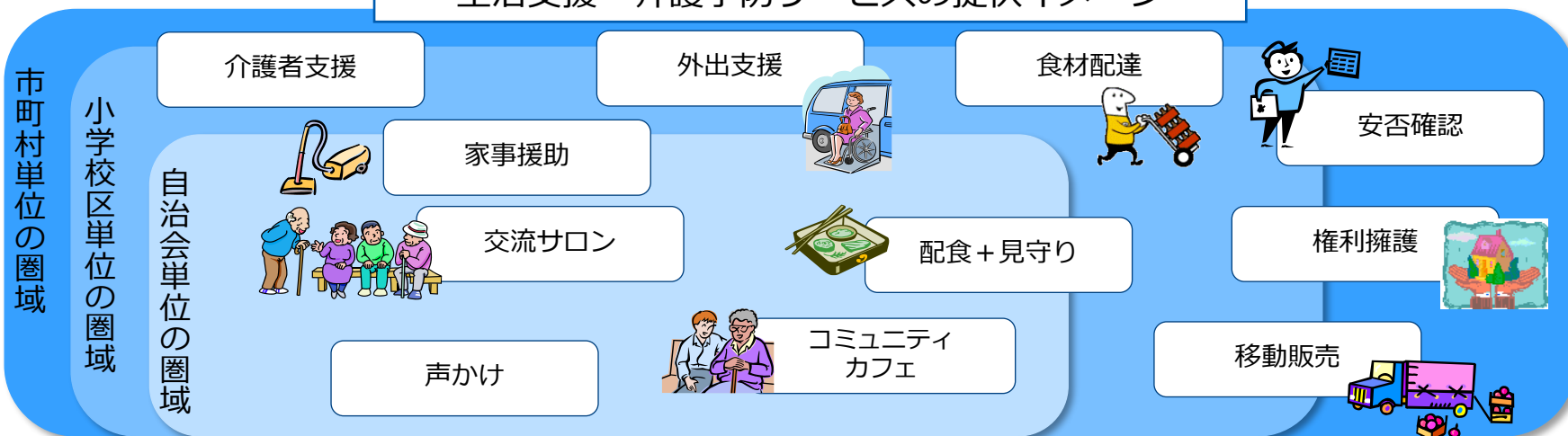
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



バックアップ

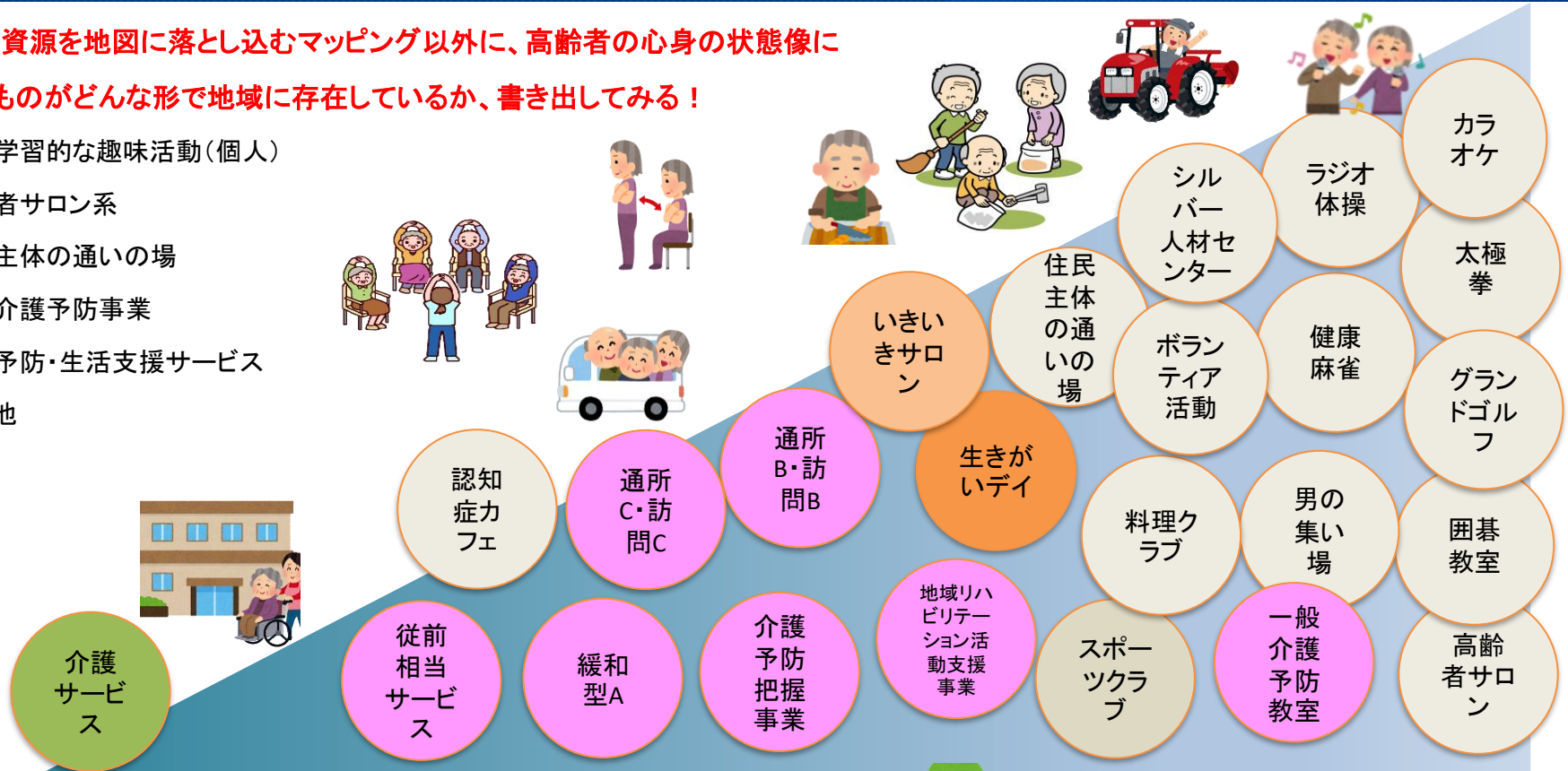
市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

高齢者の心身の状態像に応じた地域の資源を書き出してみる

地域の資源を地図に落とし込むマッピング以外に、高齢者の心身の状態像に応じたものがどんな形で地域に存在しているか、書き出してみる！

- ◆生涯学習的な趣味活動(個人)
- ◆高齢者サロン系
- ◆住民主体の通いの場
- ◆一般介護予防事業
- ◆介護予防・生活支援サービス
- ◆その他



要介護に近い状態像

虚弱

元気



わがまちの地域の資源を書き出してみよう

地域の資源を地図に落とし込むマッピング以外に、高齢者の心身の状態像に応じたものがどんな形で地域に存在しているか、書き出してみる！

- ◆生涯学習的な趣味活動(個人)
- ◆高齢者サロン系
- ◆住民主体の通いの場
- ◆一般介護予防事業
- ◆介護予防・生活支援サービス
- ◆その他



要介護に近い状態像

虚弱

元気



3

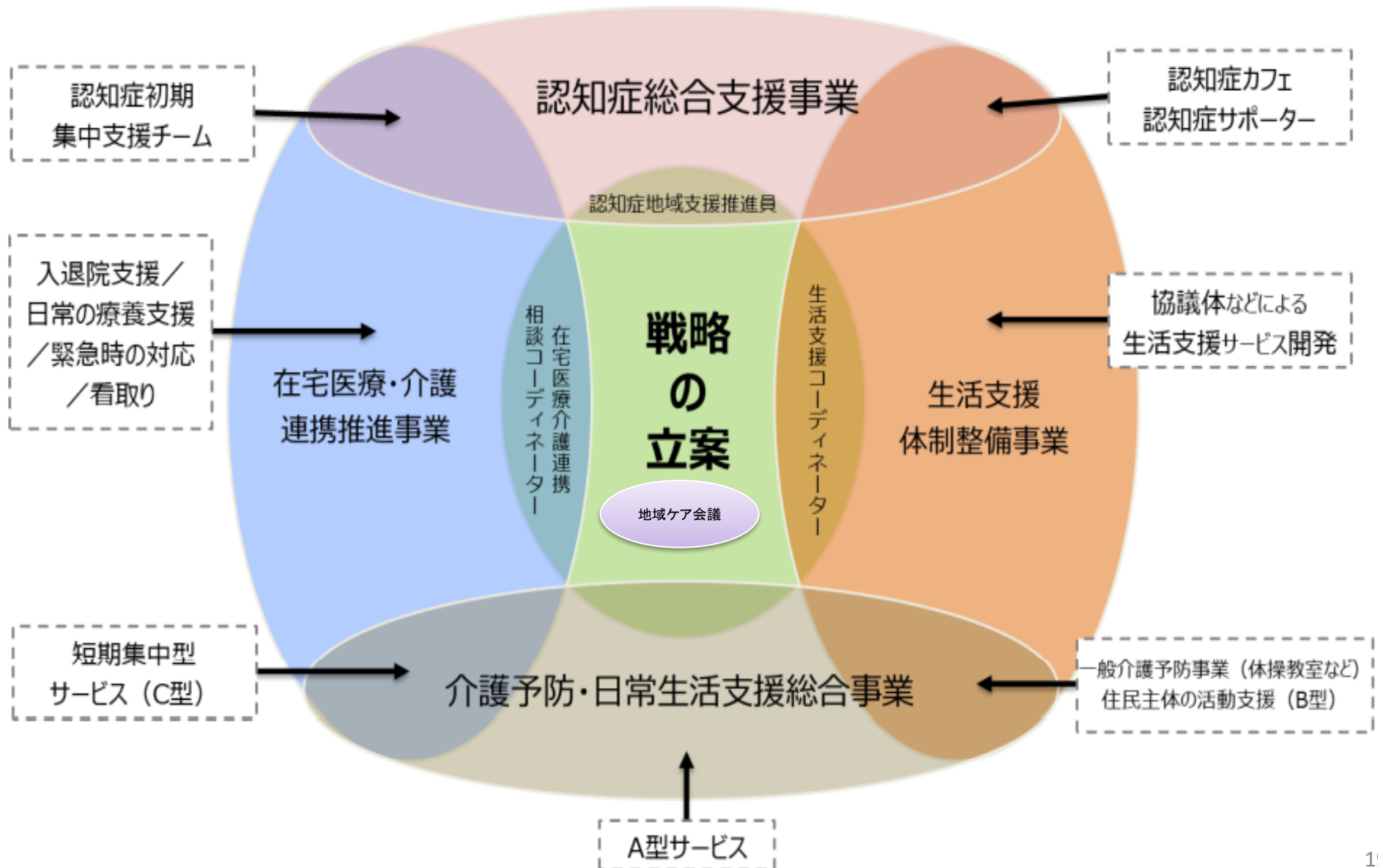
- ・ 地域づくりが必要な背景と制度の変遷
- ・ 地域づくりに必要な関係機関・関係者との連携
- ・ **地域支援事業における事業間連動**
- ・ 地域支援事業の成果と規範的統合
- ・ 地域づくり加速化事業

地域支援事業開始後の課題

- 地域ケア会議から施策に結びつかない
- 住民主体の活動がうまく進まない
- 生活支援の資源が増えない
- 短期集中予防サービス(C型)の対象者がいない
- 短期集中予防サービス(C型)の終了後のフォローができていない
- 事業所や庁内の協力がなかなか得られない
 -
 -
 -

地域支援事業の連動性

＜4つの構成要素を地域支援事業に対応させる＞



4

- ・ 地域づくりが必要な背景と制度の変遷
- ・ 地域づくりに必要な関係機関・関係者との連携
- ・ 地域支援事業における事業間連動
- ・ **地域支援事業の成果と規範的統合**
- ・ 地域づくり加速化事業

地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築のためには

行政が地域を
デザインしてみよう

行政の役割

◆ユーザーのニーズに合った商品を作ること (マーケティング)

◆行政だけで商品を作ることがうまくいかない場合には、

規範的統合と共創 (オープンイノベーション)

◆戦略をもって地域を デザイン すること

目標達成の
ための戦略の
立案

自信をもって商品を営業できる

成果へ

規範的統合とは

地域の課題が何か、また、どのような地域社会をつくるのかに関して、関係者間で目標や考え方を共有すること

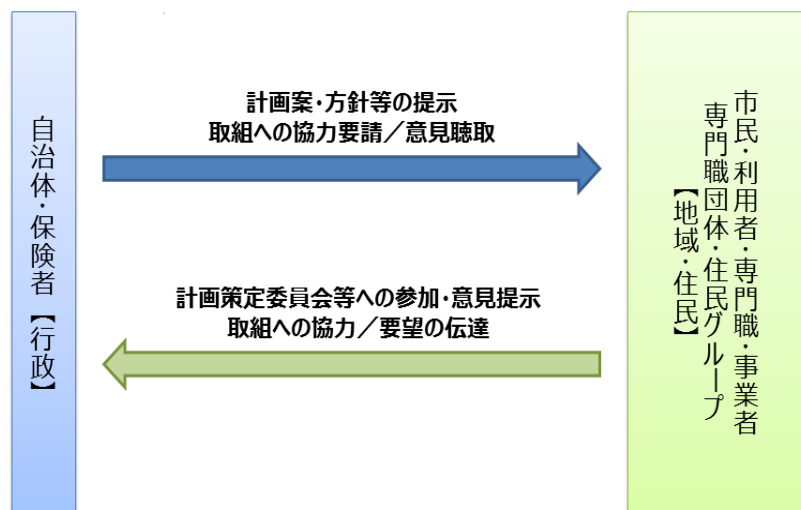
地域包括支援センター運営マニュアル 3訂
編集 地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会
一般財団法人 長寿社会開発センター

保険者や自治体の進める地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針が、同一の目的の達成のために、地域内の専門職や関係者に共有される状態

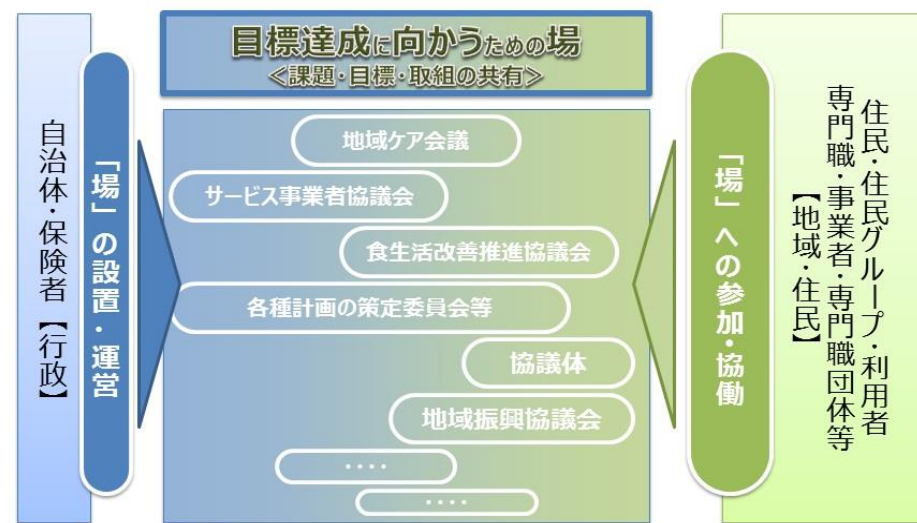
地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書
(平成26(2014)年3月) 〈地域包括ケア研究会〉

地域マネジメントにおける「場」の重要性

〈従来の「行政」と「地域・住民」の関係〉



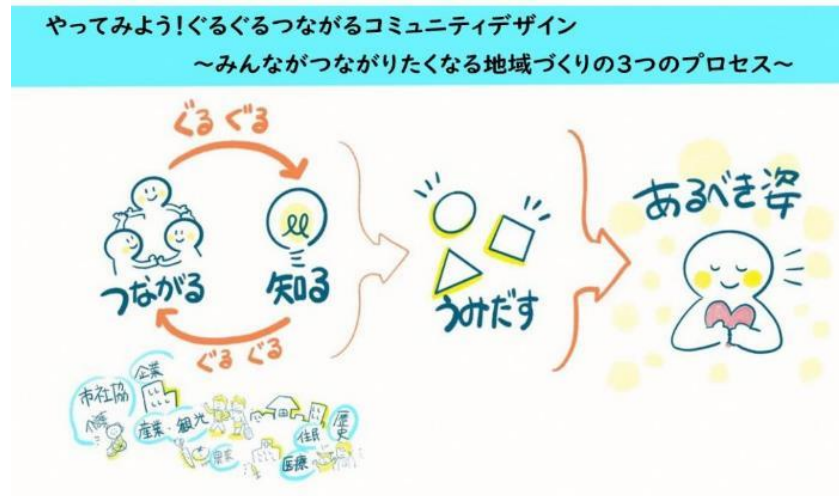
〈2040年に向けた「行政」と「地域・住民」の関係〉



三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞－2040年に向けた挑戦－」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)
平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2017年

- ・ 地域づくりが必要な背景と制度の変遷
- ・ 地域づくりに必要な関係機関・関係者との連携
- ・ 地域支援事業における事業間連動
- ・ 地域支援事業の成果と規範的統合
- ・ **地域づくり加速化事業**

地域づくりに必要な視点



行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護事業所・医療機関・生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員・住民・各種団体・大学・企業・etc・・・等

関係者との対話を大切に、共に知恵を出し合い、協力し合って、進めていくことが大切！

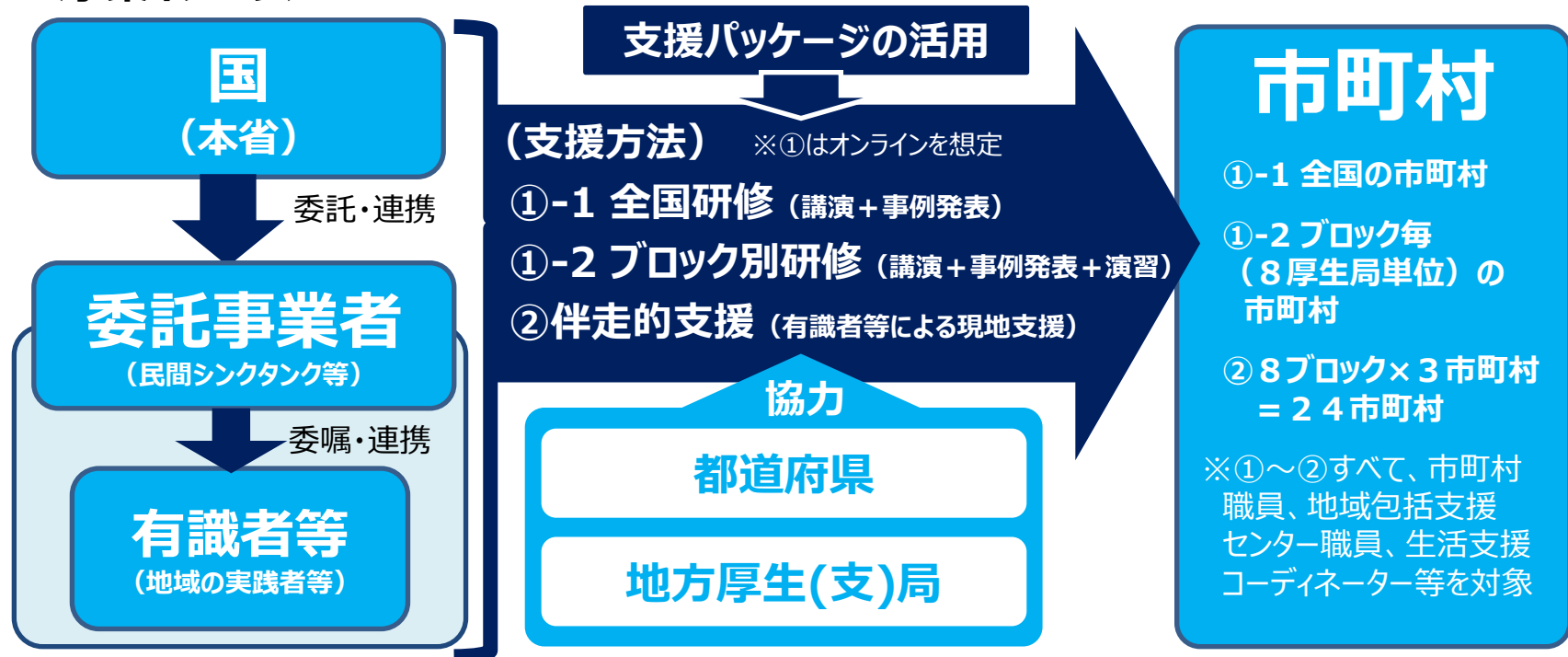
地域づくり加速化事業

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 要介護認定調査委託費 令和4年度予算額 75,000千円 (新規)

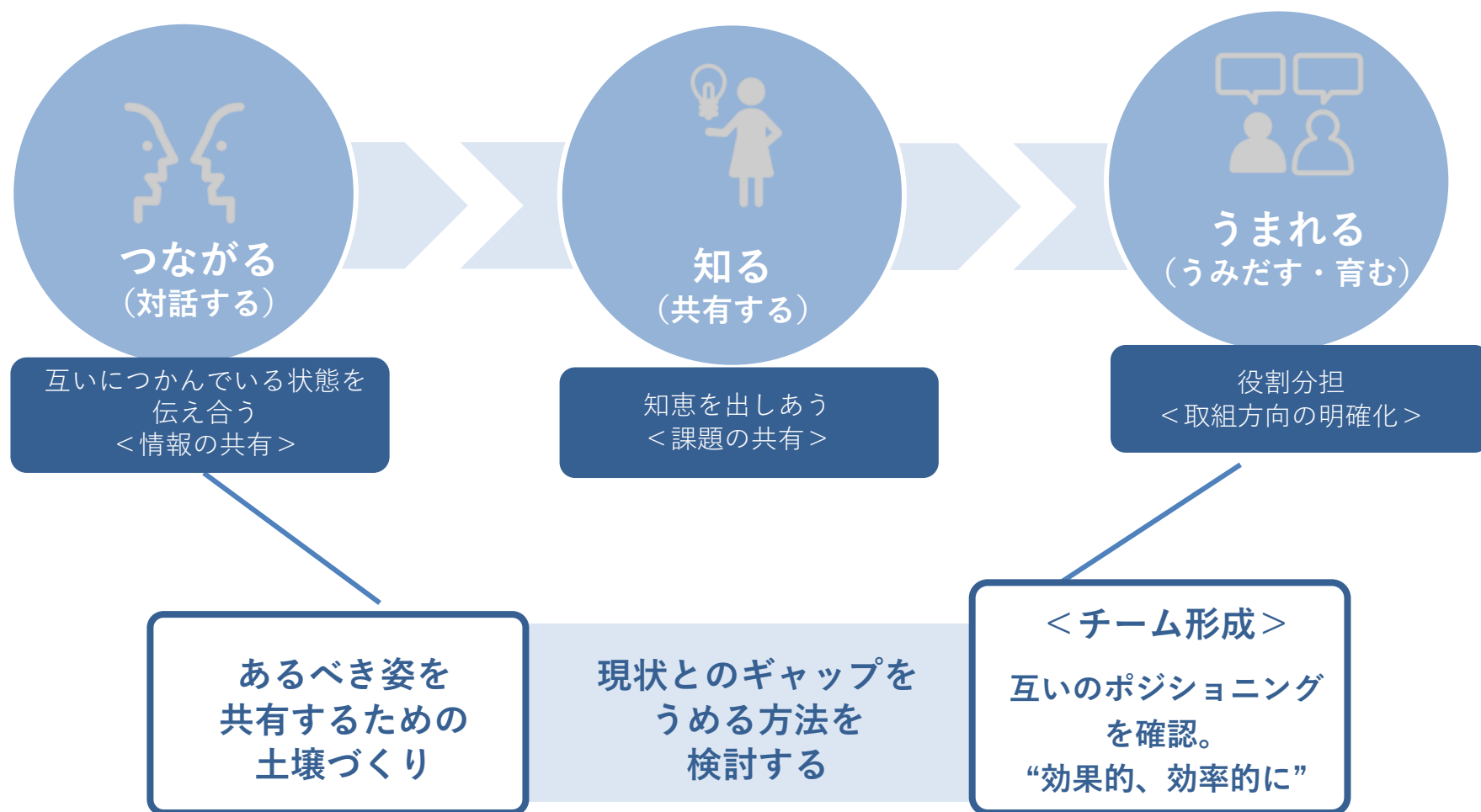
事業概要

- 団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた**支援パッケージを活用**し、**①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）**や**②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援**の実施等を行うものである。
- 支援の実施にあたっては、地域偏在が起きないように留意するとともに、都道府県及び地方厚生（支）局の担当者も参加することにより、本事業が終了した後も、支援実施のノウハウが継承されていくよう取り組みを進める。

＜事業イメージ＞

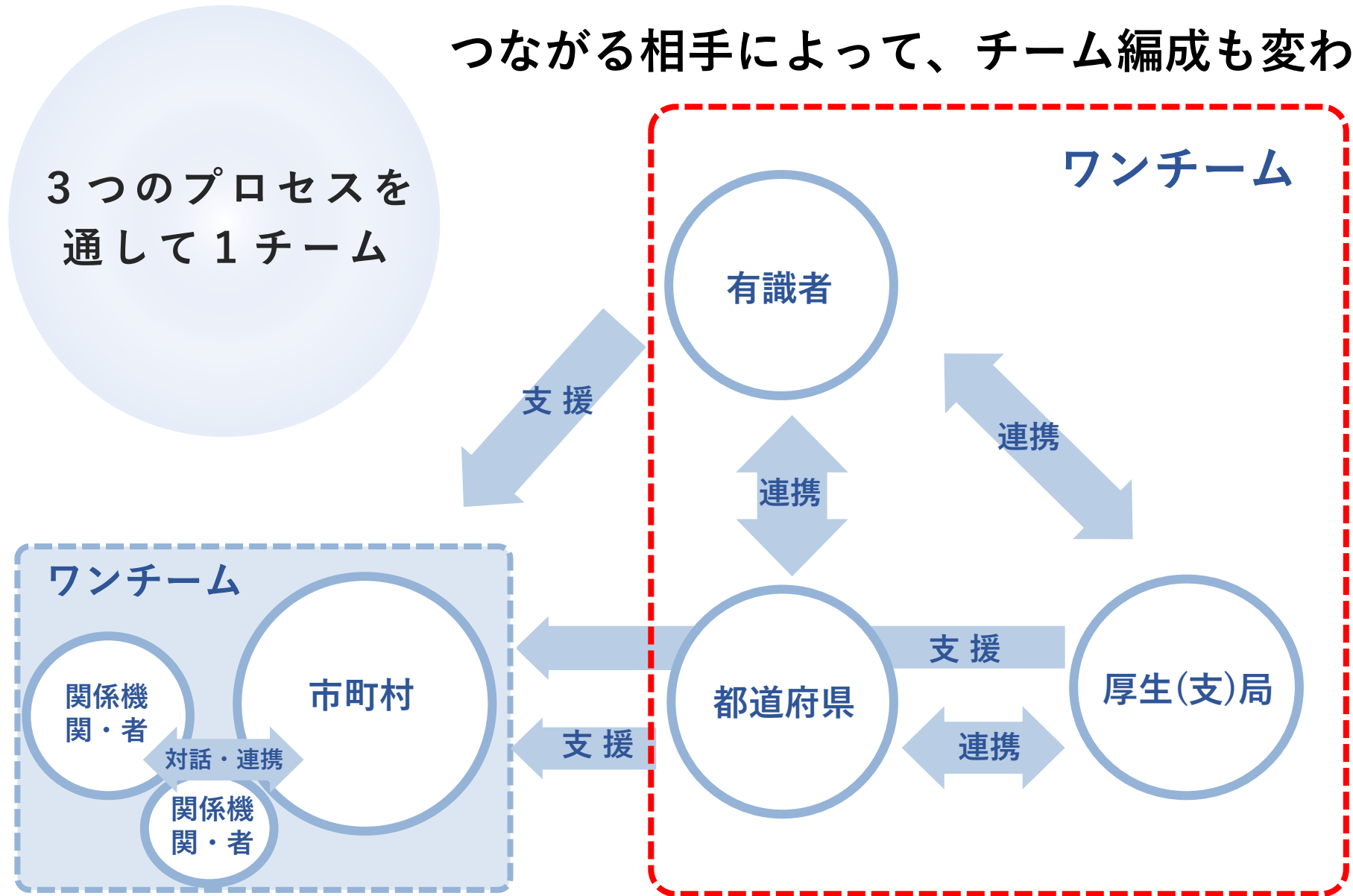


伴走支援で、確認できた 3つのプロセスを意識して対話（支援）を行う



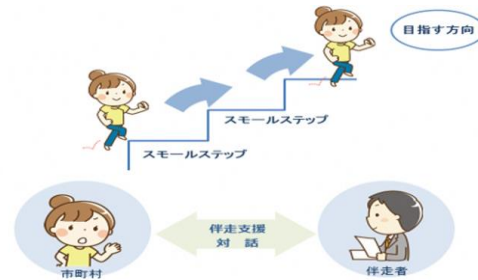
第3者が介入することにより、「つながる」「知る」「うまれる」に発展していくプロセスを踏むきっかけが作れる、この3つのプロセスを意識して、市町村が関係機関・者とチーム作りができるようサポート！

つながる相手によって、チーム編成も変わる



つながる・知る・うまれる

地域づくり加速化事業の流れ（イメージ）



現地支援

- ◆目標達成に向け積み残し確認
- ◆積み残しの解決の目安を共有
- ◆今後の方向性を確認・共有

5回目

現地支援

- ◆課題解決に必要な連携先の参加
- ◆あるべき姿の目線合わせ
- ◆課題解決に向けた役割分担等

2回目

準備期間

- ◆最終回に向けて、積み残している課題がないか、進捗を確認
- ◆予定通り進んでいない場合には、行動の見直し（状況を支援者間で共有・支援方針の再検討）
- ◆当初の目標に対する達成度等の確認
- ◆3回目の支援内容の検討・協議

現地支援

- ◆市町村の現状や課題感を報告
- ◆あるべき姿の目線合わせ
- ◆あるべき姿＝現状＝課題の共有
- ◆解決すべき優先課題の共有

1回目

準備期間

- ◆初回支援時に次回までに実施する内容を固めたものについて、その進捗を確認する
- ◆目標が高すぎないか、支援期間内に達成できそうか、確認。必要なら目標設定の修正等
- ◆行き詰まりや確認や行動を起こしたことによって、新たな課題が生じてないか確認（承認・助言）
- ◆2回目支援内容について、協議（参加メンバー、検討内容、手段（研修・GW・意見交換・視察等）
- ◆市と協議した内容を支援者間で共有（修正やアップデートする必要性の有無判断）

準備期間

- ◆支援チームとの役割分担・支援方針の共有等（1回目の流れについて、大まかな想定を共有）
- ◆この分野に経験が浅い都道府県職員等に対して、事前の勉強会等も場合によっては展開もあり
- ◆支援内容によって、参加する市町村メンバー（課内・関係課・関係機関・関係者・住民・民間等）考慮
- ◆伴走支援の意義・目的について、初回に参加するメンバーと共有しておくことを強調（単に出席は×）



1. 保険者として押さえておきたいこと

- 1 社会構造の変化（地域づくりが必要な背景）
- 2 地域づくりと地域包括ケアシステム、地域支援事業等との関係
- 3 介護保険を超えた範囲を含めた、トータルでの地域づくり
- 4 柔軟な発想でデザインができること
- 5 仕組みづくりや事業構築から入る視点
- 6 個別の支援から入る視点
- 7 住民・民間等との共創
- 8 専門職との連携・協働
- 9 仕組みや取り組みを構築する・必要なプロセスやリソースを考える
そのコントロールタワーが保険者
- 10 市町村内のみで対応不可な事業に対する広域的なバックアップ（都道府県・大学等）

2. 地域アセスメント プロジェクトマネジメント

- 1 まちの特性を知る、再確認・振り返る
- 2 住民のニーズを把握する
- 3 優先すべき課題や取り組みをイメージする（優先度・難易度）
- 4 事業や取り組みをデザインする
- 5 事業開始
- 6 モニタリング
- 7 評価

ホップ



ステップ



ジャンプ



総合事業等の充実のための 厚生労働省職員派遣による支援事業（R2／R3 報告書等）



令和2年度に実施した事業の概要版と
17市町村の取組事例が掲載されています！

令和3年度に実施した22市町村の取組例や
16都道府県の取組及び都道府県マニュアル
が掲載されています。

是非、ご覧ください。

令和2年度 参考にURLを記載しておきます。

① 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

②「総合事業等の充実のための厚生労働省職員派遣事業」
事業報告書と市町村の取組報告書一覧を掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/00085_00001.html

令和3年度 参考にURLを記載しておきます。

①都道府県マニュアル ②事業報告書と市町村の取組報告書一覧を掲載
https://www.jmar.co.jp/2022/llgr3_69_manual.pdf

②介護予防サイト(都道府県マニュアル・市町村マニュアル・通所C動画等)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html

ご清聴ありがとうございました



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」
もぜひご覧ください

地域包括ケアシステム

検索

クリック

「地域包括ケアシステム」で検索してください。

介護事業所を検索するなら

